別表六(二十)の記載要領第１号中「特別控除)」の次に「(所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下この記載要領において「平成26年改正法」という。)附則第82条第２項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同第11号を次のように改める。

２　「税額控除限度額 (3)×10/100 (8)の欄（第７号において読み替えて適用する場合を含む。)は、「雇用者給与等支給増加割合 (3)/(2) (4)の欄に記載した割合が次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合未満である場合には、「０」と記載すること。 ((1)＜(5)の場合又は(6)≦(7)の場合は０)」

(1)　平成27年４月１日前に開始する事業年度　0.02

(2)　平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始する事業年度　0.03

(3)　平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度　0.05

別表六(二十)の記載要領第11号中「「当期税額基準額 (9)×10又は20/100 (10)の次に「及び 10又は20/100×(44)＋(45)/(44) (46)」を加え、「欄は」を「各欄は」に改め、同第五号を削り、同第四号を同第五号とし、同第11号の次に次の１号を加える。「「控除上限割合 (小数点以下２位未満切捨て)」」

４　租税特別措置法施行令第27条の12の４第８項第３号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額 (17) (2)」及び「基準雇用者給与等支給額 (33) (29)」の各欄には、「１」と記載すること。

別表六(二十)の記載要領に次の六号を加える。

６　租税特別措置法施行令第27条の12の４第11項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には「継続雇用者給与等支給額 (23)－(24) (25)」の「適用年度　①」及び「月別支給対象者の合計数　(26)」の「適用年度　①」の各欄には「１」と記載し、同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には「月別支給対象者の合計数　(26)」の「前事業年度又は前連結事業年度　②」の欄には「１」と記載すること。

７　「各経過年度における計算」の各欄は、平成26年改正法附則第82条第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、「税額控除限度額 (3)×10/100 (8)とあるのは「税額控除限度額 (3)×10/100＋(47)×10/100 (8)と、「当期税額基準額 (9)×10又は20/100 (10)」とあるのは「当期税額基準額 (9)×(46) (10)」と、「当期税額控除可能額 ((8)と(10)のうち少ない金額) (11)」とあるのは「当期税額控除可能額 ((8)、(9)と(10)のうちいずれか少ない金額) (11)」として記載すること。 ((1)＜(5)の場合又は(6)≦(7)の場合は０)」

８　平成26年改正法附則第82条第２項の規定の適用を受ける場合において、平成25年４月１日以後に開始し、かつ、平成26年４月１日前に終了する事業年度が連結事業年度に該当するときは、次によること。

(1)　「雇用者給与等支給額　(28)」及び「基準雇用者給与等支給額 (33) (29)」の各欄の外書には、当該連結事業年度における各連結法人に係る金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各連結法人に係る金額は、別表六の二(十七)付表の記載要領第９号に準じて計算すること。

(2)　「雇用者給与等支給増加割合 (30)/(29) (31)」の欄の記載に当たつては、「(30)/(29)」とあるのは、「(30の外書)/(29の外書)」として記載すること。

(3)　「国内雇用者に対する給与等の支給額　(35)」の欄及び「各経過年度における計算」の「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算」の各欄には、次号にかかわらず、当該連結事業年度における各連結法人の合計額を記載すること。この場合において、当該各連結法人の合計額は、別表六の二（十七）付表の記載要領第10号に準じて計算すること。